



令和5年4月1日

健康部管理職 各位

## 令和5年度 健康部の運営方針について（通知）

健康部長 鈴木佳代

令和5年3月31日付けで市長より示された「令和5年度市政運営の基本方針」に基づき、以下のとおり、健康部の運営方針を策定しました。

各管理職においては、基本方針及び部の運営方針を所属職員に周知徹底するとともに、各課において組織目標を設定し、着実な推進に努めるようお願いします。

### 1 「令和5年度市政運営の基本方針」に基づく取組

#### (1) ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた事業の実施

- ① 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類へ移行後も、国・東京都の動向の把握に努め、適切に対応すること。
- ② 健康部に設置された「感染症等対策担当」を中心として、感染症対策における部内の連携協力体制を基本に、必要に応じて庁内連携を図ること。
- ③ ウィズコロナとして、基本的な感染対策を継続しつつ、全事業の実施に努めるとともに、長期間にわたるコロナ禍による市民生活への影響について、事業や業務を通じて常に注視し、必要な対応を図ること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策の大きな転換期となることから、市民等に対する丁寧な情報提供や周知広報に、引き続き努めること。

#### (2) 『国分寺市総合ビジョン』等を踏まえた方針

- ① 『国分寺市ビジョン後期実行計画』に位置付けた各施策について、適切な進捗管理のもと、着実に推進すること。
- ② 各分野の中心事業については、各個別計画との整合性を図りながら、目標達

成に向けて取組み、状況の変化が生じた場合は必要に応じて見直しを図ること。

- ③ 社会情勢や市民の行政ニーズへの的確に対応するため、業務改革(BPR)により市民の利便性の向上及び業務効率化の視点を持ち、改革に取り組むこと。また、庁内横断的な好事例については、活用に向けて検討すること。
- ④ 新規事業の実施にあたっては、現行事業との位置づけ等を確認し、社会情勢の変化等に対応し、同様の事業については整理し、新たな施策へ発展させること。

### (3)適正な事務執行の確保に向けた方針

- ① 制度改正等変化が大きい保健・福祉・子ども分野においては、福祉部・子ども家庭部等関係部署とも共有を図るとともに、事務執行上や市民生活への影響が生じることがないように、必要な例規等の改正等を行うこと。
- ② 適正な事務執行に対する意識を強く持ち、効率的な業務分担や重層的なチェック体制を整備し、事務ミスを防止するため、組織的に取り組むこと。
- ③ 予算の執行管理を適切に行い、計画的・効率的な予算執行を徹底すること。市民生活への影響等が生じる可能性がある場合は、速やかに検討し、対応を図ること。
- ④ 施設管理を所管する課においては、関係部署と横断的な情報連携を図るとともに、政策部等と適切に協議し、全庁的な方針を確認し対応すること。
- ⑤ 改正個人情報保護法の趣旨や運用を理解し、個人情報については、厳格な運用に努めるほか、指定管理者及び委託事業者にも適切な管理を求めること。システムにおいても管理者の責任の下、厳格に管理すること。
- ⑥ 制度改正や新規事業の開始にあたっては、丁寧な周知広報に努めるほか、合理的配慮を図ること。
- ⑦ 報告・連絡・相談を適宜行い、課内・係内で会議やミーティング等を実施し、風通しのよい組織づくりに取り組むこと。会議等については、効果的な実施方法やツールを活用し効率化を図ること。
- ⑧ 各種資料作成にあたっては、正確かつわかりやすい作成に努め、議会資料や公表等の際には部長確認を必須とし、重要度に応じて必要な事前調整を図り、その際は期日的な余裕をもって対応すること。
- ⑨ 執務室の安全かつ快適な環境を保持し、窓口業務は市民の安全に配慮する

ほか、職場内の安全管理と感染対策（換気等）を継続すること。業務改革と新庁舎移転を視野に入れ、引き続き文書削減の取組を促進すること。

⑩ ワーク・ライフ・バランスを確保し、働き方改革を促進すること。

特定の職員に業務が集中するようなことがないよう、課長によるマネジメントの徹底と職員間の相互協力により、超過勤務の抑制に努めること。

課長は課内の状況を常に部長と共有すること。

⑪ 職員一人一人が自身の健康に留意するとともに、職場内でも健康増進（健康診断等）に係るものは優先事項として対応する。

⑫ あらゆるハラスメントの防止に努め、管理職においては毎年度研修受講し、知識や情報の更新を図ること。

#### (4)職員の人材育成に向けた方針

① 『国分寺市すべての人を大切にするまち宣言』の理念に基づき、多様性の理解や人権を尊重した行動に努め、あわせて地域共生社会の実現を目指すこと。

② 社会情勢の変化やコロナ禍による市民生活への影響など、市民ニーズ等の変化を的確に把握し、市民目線で行動できる職員の育成に努めること。

③ 市民への説明責任を果たすため、各職員はコミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力の向上に努めること。また資料作成においても工夫し、正確かつ簡潔なものとする。

## 2 令和5年度重要課題等について

(1) こども家庭庁の設置に伴う環境の変化へ適切に対応する準備に着手すること。

(2) 新庁舎への円滑な移転に向けて、適切に準備を進めること。

(3) 具体的な重要課題は別紙「組織目標展開整理表」のとおり

以上